

# 表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人三重電業協会（以下「協会」という）が行う表彰について定める。

(功労表彰)

第2条 功労表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 協会の役員として通算3期以上その職に力を尽くし、功績顕著な者が退任したとき
- 二 協会委員会の委員として通算10年以上その職に力を尽くし、功績顕著な者
- 三 協会の職員として勤続10年以上その職に力を尽くし、功績顕著な者
- 四 協会の会員以外の者で協会の向上発展に貢献し、その功績特に顕著な者

(会員表彰)

第3条 会員表彰は、会員の代表者であって経営の合理化、技術の向上、労務管理の改善又は会員相互の協調に務め、その業績顕著で他会員の模範となる者に対して行う。

(従業員表彰)

第4条 従業員表彰は、会員の従業員であって思想穏健、品行方正、かつその職務に精励し、技術の向上、業務の改善に務め、又は危険性の高い環境において業務を遂行する等、他の者の模範となる者に対して行う。ただし、対象者は、同一事業所において勤続10年以上の者とする。

(受賞者の選考)

第5条 受賞者の選考は、次のとおりとする。

- 一 第2条及び第3条の受賞者については、総務委員会で審査し、理事会で決定する。
- 二 第4条の受賞者については、会員からの推薦にもとづき、総務委員会で審査し、理事会で決定する。

(賞の贈呈)

第6条 賞は賞状及び賞品を贈呈する。

2 賞の贈呈は、通常総会又はこれと同等の場において行う。

(年限の算定)

第7条 第2条第1号及び第2号の年限は、表彰時点で算定する。

昭和61年12月17日制定

平成8年2月9日改正

平成17年2月2日改正

平成24年4月1日改正